

審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部医療課医務・看護担当
内線番号	4749

No.	項目	内容
①	処分名	病院、診療所、助産所の2箇所管理許可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第205号
④	根拠条項	第12条第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第十二条 2 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。
⑦	審査基準	<p>●新たに管理する診療所が次のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 無医地区等医療施設が少ない地域に開設される場合</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等の社会福祉施設内に開設される場合</p> <p>(3) 事業所等において従業員及びその家族を対象として開設される場合</p> <p>(4) 保健所、市町村保健センター等の施設内に開設される場合</p> <p>ただし、次の条件を満たすこと</p> <p>(1) 管理する診療所がすべて無償の診療所であること</p> <p>(2) それぞれの診療所の診療日及び診療時間が移動日を含めても重複しないこと</p> <p>(3) 診療所相互の連絡時間、交通事情等において相互の連絡が容易であること</p> <p>(4) 診療科目が少なく、かつ急患又は重篤患者の利用が少ないと見込まれること</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)設定していない
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課 医務・看護担当 075-414-4749
⑬	備考	